

# 行田中学校PTA規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、船橋市立行田中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。  
(1) 生徒の教育及び福祉のために活動する諸団体と協力する。  
(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

(会 員)

第 4 条 本会は、次の者を会員とする。  
(1) 本校生徒の父母またはこれに代わる保護者。  
(2) 本校に勤務する教職員。

(会 費)

第 5 条 本会の会員は会費を納めるものとする。  
(1) 会費は1世帯年額2,400円とする。

## 第2章 経 理

第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁される。  
第 7 条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。  
第 8 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。  
第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役員及び任務

(役 員)

第 10 条 本会の役員は次のとおりとする。  
(1) 会 長 1名  
(2) 副 会 長 3名以上 (内 1名教頭)  
(3) 会 計 2名  
(4) 書 記 2名  
(5) 会計監査 2名

(役員を選出)

第 11 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計監査は総会で選出する。
- (2) 会計、書記は会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員任務)

第 13 条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、いっさいの会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を助け会長に事故あるときは、これに代わる。
- (3) 会計は、会計事務に当たる。
- (4) 書記は、総会、委員会の議事を記録し、庶務いっさいを行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

~~(顧問)~~

~~第 14 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、運営委員会の承認をうける。~~

## 第4章 組織及び運営

(組織)

第 14 条 本会は、第2条の目的を達成するため、総会、~~全体委員会、特別委員会、運営委員会、本部会、学年委員会、専門委員会、全体委員会~~を置く。

~~(議会)~~

~~第 15 条 議会は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 総会、全体委員会、特別委員会、運営委員会、本部会とする。~~

(委員)

第 16 条 委員は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員
- (2) 文化委員
- (3) 校外委員
- (4) 広報委員

(委員選出と任期)

第 17 条 委員選出は、次のとおりとする。

- (1) 各クラスより、委員を選出する。
  - ・学年委員は各クラス2名
  - ・文化委員は各クラス1名
  - ・校外委員は各クラス1名
  - ・広報委員は第1学年、第2学年より各クラス1名

任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- (2) 委員に欠員を生じた場合は、各委員会、各クラスにおいて検討する。  
任期は前任者の残任期間とする。

(委員の任務)

- 第 18 条 委員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 委員は、各委員会に出席し、議事を審議し仕事を行う。
  - ~~(2) 学級委員は、学級の仕事をを行う。~~

(総 会)

- 第 19 条 総会は、次のとおりとする。
- (1) 総会は、本会最高の決議機関で会員の過半数の出席をもって成立する。  
但し、委任状を含む。
  - (2) 総会における議決は、出席者の過半数をもって決定する。
  - (3) 定期総会は、年度の初めに開くものとする。なお、臨時総会は会員の1/3以上の要求があったとき、また会長が必要と認めたとき開催する。

(全体委員会)

- 第 20 条 全体委員会は、次のとおりとする。
- (1) 全体委員会は、役員、委員、校長、教務主任をもって構成する。  
開催は会長が必要と認めたときとする。
  - (2) 全体委員会は総会につぐ決議機関で会務を審議し執行する。

(特別委員会)

- 第 21 条 特別委員会は、次のとおりとする。
- (1) 特別委員会は運営委員会の承認をえて設置することができる。  
開催は会長が必要と認めたときとする。
  - (2) 特別委員会は決議機関で会務を審議し執行する。

(運営委員会)

- 第 22 条 運営委員会は、次のとおりとする。
- (1) 運営委員会は、会長、副会長、会計、書記、各委員2名、校長、教務主任をもって構成する。  
開催は会長が必要と認めたときとする。
  - (2) 運営委員会は決議機関で会務を審議し執行する。

(本 部 会)

- 第 23 条 本部会は、次のとおりとする。
- (1) 本部会は、会長、副会長、会計、書記、校長をもって構成する。
  - (2) 家庭と学校との連携に必要な仕事および各委員会の運営を行う。

(学年委員会)

- 第 24 条 学年委員会は、次のとおりとする。
- (1) 学年委員会は、第1学年、第2学年、第3学年ごとに構成する。
  - (2) 学校との連携に必要な仕事を行う。

(文化委員会)

第 25 条 文化委員会は、次のとおりとする。

(1) 文化委員会は文化的活動を推進する。

(校外委員会)

第 26 条 校外委員会は、次のとおりとする。

(1) 校外委員会は生徒の校外生活の安全対策を行う。

(広報委員会)

第 27 条 広報委員会は、次のとおりとする。

(1) 広報委員会は広報紙「いちょう」を発行する。

## 第5章 規約改正

第 28 条 規約を改正するときは、総会の議決を必要とする。

付 則

1. 本会の運営について必要な事項は、運営委員会で別に規定を設ける。
2. 本規約は昭和52年 4月に制定実施する。

昭和58年4月30日一部改正

昭和59年4月28日一部改正

昭和61年4月26日一部改正

平成 2年1月20日一部改正

平成 3年4月20日一部改正

平成12年4月15日一部改正

平成15年4月18日一部改正

平成17年2月 3日一部改正

平成28年4月15日一部改正

令和 3年3月 日一部改正

## 規 定

本会は、付則1にもとづき慶弔、表彰、特別会計、選考規定を次のとおり定める。

〔慶弔規定〕

1. 教職員の婚姻、出産のとき。 5,000円
2. 会員、生徒が死亡したとき。 10,000円
3. 教職員の配偶者または一親等の血族が死亡したとき。 5,000円
4. 教職員の転出、退職、その他慶弔の必要が生じたときは、本部会で適宜決定する。

### 〔表彰規定〕

——本会は、次の該当者に感謝状を贈り表彰する。

1. ~~会長、副会長を務めた者。~~
2. ~~1 以外の役員、委員を続けて2年以上務めた者。~~
3. ~~その他必要と認められる場合は運営委員会で協議して決定する。~~

### 〔特別会計規定〕

この規定は、行田中学校PTA規約第2条に基づき、特別会計について必要な事項を定める。

1. 部活動支援について
  - (1) 部活動顧問の要望に応じ、特別会計の一部を部活動に必要な物品購入の補助に充てる。
  - (2) 援助枠は上限を10万円とし、運営委員会の協議を経て決定する。
2. その他必要と認められる場合は、運営委員会で協議して決定する。

### 〔選考規定〕

総会で選出される会長、副会長、会計監査の推薦手続きを次のとおりと定める。

(選考委員会)

選考委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

(1) 選考委員会の構成

- ・ **第2学年の文化委員。**
- ・ 本部役員若干名。
- ・ 立候補者は除く。

**委員長は同委員の互選により決定する。**

選考委員が候補者として推薦された場合は、委員会から脱退する。

(2) 選考委員会の任務

- ・ 選考委員会は、PTA全体の立場から推薦候補者を決定する。
- ・ 選考委員会は推薦候補者を決定した場合、その者の内諾を得なければならない。